

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理・資格確認書等や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付等を行う。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ・資格確認書、資格情報通知書（資格情報のお知らせ）、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務 ・一部負担金に係る措置に関する事務 ・一時差止めに関する事務 <p>〔オンライン資格確認業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <p>〔公的給付の支給に係る口座の照会〕</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法による保険給付の支給（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第71条第10号に規定する事務に係るものに限る。）
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 宛名口座システム 5. 市町村事務処理標準システム 6. 国保総合システム 7. 国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格情報ファイル (2) 国民健康保険給付情報ファイル (3) 宛名口座ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 2. 番号法第9条第2項 ・松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 3. 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 5. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div> <div>[実施する]</div> <div> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・【情報提供】2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、158、161、164、165、173の項 ・【情報照会】69、70の項 2 オンライン資格確認業務 ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号791-3192 松前町役場 総務部 総務課 住所:愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話:089-985-4103
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号791-3192 松前町役場 保健福祉部 保険課 住所:愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地 電話:089-985-4107
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [基礎項目評価書] </div>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> [十分である] </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

<p>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
------------------------------------	--	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

<p>人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>判断の根拠</p>	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に記載の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合のみに行う住基ネット照会、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</p>

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	<p>特定個人情報を取り扱う総合行政システムは、指紋とパスワードの2段階認証によりログイン制限している。また、年度ごと、職員ごとにアクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>